

## 大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成21年12月18日(金)午後2時～午後5時00分

### 2 場所

大津地方裁判所本館大会議室

### 3 出席者

(地方裁判所委員)五十音順・敬称略

飯田喜信, 小上泰代, 白木優, 壽崎かすみ, 坪井祐子, 野村征市, 松居徹郎, 三村明, 横井聡

(家庭裁判所委員)五十音順・敬称略

飯田喜信, 伊東真理子, 上野有理, 大久保和久, 大野正男, 沢井進一, 高橋陽一, 千貫悟, 内藤悟, 若佐一郎

(庶務担当者)

西山実, 吉田進, 島田博敏, 藤原扇一, 吉川昌範, 大本善久

### 4 議事

#### (1) 委員の異動の報告

庶務担当者から, 地方裁判所委員について学識経験者委員6人及び弁護士委員1人が, 家庭裁判所委員について学識経験者委員5人及び弁護士委員1人が, それぞれ交替した旨の報告があった。

#### (2) 大津地方・家庭裁判所の概況報告

地裁事務局長及び家裁事務局長から報告

#### (3) 大津地方, 家庭裁判所の庁舎見学及び裁判傍聴

裁判官委員の案内による本館(調停室, 家事審判廷, 科学調査室, 法廷), 別館(裁判員裁判用法廷, 評議室, 裁判員候補者待機室)の見学及び刑事裁判の傍聴

#### (4) 委員の自己紹介

#### (5) 意見交換(「庁舎見学について」, 「委員会の在り方及びテーマについて」)

発言要旨は別紙1のとおり

#### (6) 次回の開催日程

各会とも, 委員の都合等を調整の上, 平成22年5月頃に開催することとした。

(別紙1)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

【庁舎見学の感想】

(家)家裁の科学調査室を見て,このような和やかな部屋があることに驚いた。一般市民にとって,裁判所は何かあったときの最後の拠り所となる大切な場所だと思うので身近な存在になればと思う。

(家)裁判所には,仕事の関係で来たことがあるが,庁舎に入るとすごく緊張し,テンションが上がる。今日は委員の立場で見学させてもらい,違う意味で,この庁舎でいろいろな話ができるかなと思っている。

(家)裁判員裁判用法廷を見学し,大型モニターが入っていて,お金がかかっていると思った。科学調査室について,こういう部屋があるのかと気に留まった。

(地)庁舎見学をして,動線がわかりにくいと感じた。特に21号法廷は,初めて傍聴に来た人が,本館のロビーに来て,別館と言われて,たどり着くのかと思った。ほかに,家裁の調停の両者の控え室の動線,調停室との動線なども良くないと感じた。

この庁舎が建てられた後,その利用の仕方が変わり,建てたときのコンセプトと,現在の動線が一致しなくなっていることもあるかもしれないが,建物を建て替えるときにきっちり動線を整理していただいた方がいいと感じた。

裁判所に来て緊張感を感じるということについては,裁判所の対応として,今日の私達のように委員として来た場合は,そのつもりで対応してくれるが,一市民として傍聴等に来たときに,裁判所がどういう対応をされるかが問題だと思う。

この建物は,昭和47年に,明治時代の木造の建物を建て替え,当時としては全国でも先進的な建物だったが,一つは手狭になったことから,裁判員裁判を行うために別棟を建て,刑事関係部署の執務室を別館に移した。その関係で,本館と別館の連絡が悪くなったという問題があるかもしれない。本館も,動線は考えて造られているが,その後,部署の配置の変更などもあり,もう一度見直す必要があるかもしれない。貴重な御意見をいただき,ありがとうございました。

【委員会のテーマ,運営のあり方について】

次に,今後の裁判所委員会のあり方,特に,次回以降のテーマを中心に御意見をいただきたい。

今まで,委員会は任期の2年間に5回,地家裁それぞれ15回開催され,今回は4期目になる。テーマについては,配布した一覧表のとおり,1期は,裁判所の利用のしやすさやアクセスの仕方などを意識したもので,2期は,裁判員法ができ,裁判所で広報活動や模擬裁判を始めた時期と重なっていたことから,地家裁委員会全て,裁判員制度をテーマに開催された。3期に入り,家裁委員会は調停事件や少年事件などの家裁の制

度について議論をしたが、地裁委員会は基本的には裁判員制度についてのテーマでやってきた。これらを踏まえて、まず、地裁委員会でどのようなテーマで議論していったらいいか、地裁委員から御意見をお伺いしたい。

(地) 2期、3期はほぼ裁判員制度を扱っているのですが、ぜひ、民事、特に行政訴訟を扱ってほしい。行政訴訟は、法律的な問題などつつきにくいところがあるが、市民にとって、とても身近なところにある。地裁と言うと、刑事事件というイメージがあるが、実は非常に市民の生活に身近なところであり、地裁がこういうことも扱っているということを、アクセスのしやすさという観点から情報発信するという意味で、ぜひ扱っていただきたい。

(地) 私は、やはり裁判員制度をもう一度取り上げてほしい。というのも、今回裁判員制度が実際に始まって、いろんな問題点が出てきていると思う。私個人の見方だが、裁判員制度ができてから、刑が軽くなったと感じる。視点が、加害者の改善更生に当て過ぎているのではないか。刑罰は、犯罪行為に対して適正な罰を与えるのが本来の姿であり、犯罪行為に対して、こういう刑罰が適正だという観点が必要でないかと思っている。こうした観点からもう一度裁判員制度について議論してみたい。

委員会は何回か開催されるので、必ずしも裁判員制度だけをやるというのではなく、幅広く扱うこともあり得るし、テーマの流れで、議論したことについて、次は特にこの点をやっけていこうということで発展させていくことも考えられる。第2期には法教育についてのテーマもあったが、その点についてはいかがですか。

(地) 例えば、新聞では、NIEと言うが、学校に出向いて、教育の中に新聞を取り込んでもらおうということを行っている。滋賀県の選挙管理委員会でも、全県的に、高校生に選挙についてアンケートをとり、その結果を各学校にフィードバックすることも行われている。裁判においては、例えば、刑事事件について言えば、検察官の求刑があって、判決に至るまでの経緯について、どうしてこのような判決が出たのかわかりにくいところもあり、法教育がどういうものかよくわからないが、そうした市民にとってのわかりやすさといった点を考えていくのもいいかと思う。

(地) 市民参加の裁判員制度が始まったということもあり、1回は裁判員制度を議論したいと思うが、やる時期がポイントで、ある程度事件の蓄積がないとやっても意味がないと思う。時期的には1年経過した頃がいいのではないか。その他の回は、今まで裁判員ばかりやっていたような気がするので、民事の関係をテーマにしたらいいと思う。また、当初議論された広報や受付等についても、改善されているかなど見直しについて議論してもいいのではないか。

(地) 裁判員制度が始まり、こういう機会に皆様の忌憚のない御意見をお伺いすることが必要だと思っている。時期的に始まったばかりという御意見もあるかもしれないが、天津地裁においてはかなりの事件が係属し、施行後1年が経つ5月頃には事件の実績があると思う。始まって以降の見直しが非常に重要で、法律も3年後には見直しをされる予定であり、裁判員制度をぜひ取り上げてほしいと思っている。

委員会の開催時期としては、その期の最初の委員会が委員の任命された年末か年始になり、その次が、裁判所の都合で、3、4月が異動期ということもあり、5月頃になる。そこで、先ほどお話のあった民事関係の行政訴訟については、今まで刑事関係に偏り過ぎていたこともあるので、ぜひ議論をしたいと考えているが、5月で裁判員制度が施行後1年を迎えることから、裁判員制度について、地方の実情に即した議論が初期の段階でされていいのではないかと思う。また、大津地裁では事件数も多く、その頃には実績を重ね、法曹三者も見直しに入り、最高裁においても裁判員に対して行われているアンケートの結果が3月頃に出ると聞いている。そうしたことから、5月に裁判員制度の議論をし、その次に民事の行政訴訟をテーマとしたい。テーマについては、その都度、そのあり方について議論していただけるので、御発言いただきたい。

次に、家裁委員会の今後のテーマについて御意見をいただきたい。

(家) 裁判員制度は、やはりアップトゥデートな問題で、私たちも知りたいし、市民も知りたいと思うので、やるべきだと思う。また、先ほど話が出ていた民事の行政関係や家族の変化がどのように犯罪に結びついているのかなどについて勉強し、議論してもいいのではないかと思う。

今回委員会としては合同で開催しているが、今後は、地家裁別々で行う予定で、今までの例でいくと、あと4回、任期の間に開催することになる。家裁委員会でも、特に2期は裁判員制度を主にやっていたが、裁判員制度をやるかどうかについて、いかがでしょうか。

(家) 個人的には裁判員が一番注目されてる問題で委員の皆さんの御意見を聞きたいという気持ちもあるので、何回かのうちの一回はそういう機会を設けてほしい。

昨年も委員をさせていただき、前回のテーマである離婚事件の現状などの家裁独自のテーマもかなり勉強になった。今回、新たな委員が選任されたので、いろいろな意見が出るであろうし、同じテーマでも、またいろんな意見が聞けると思う。家裁は家裁で、そういった専門的な家裁ならではのテーマを議論するのも有意義な委員会になると思う。

(家) 委員による勉強会で出た意見を踏まえて、委員会の運営の在り方、テーマについて、2点申し上げさせていただく。

一つは、内容面について、私の個人的な意見だが、先ほど裁判所は最後の拠り所という発言があったが、それは非常に重要な指摘で、誰にとって最後の砦なのかというと、それは社会的な弱者にとって最後の砦だと思う。私が日ごろ接している社会的な弱者は、例えば高齢者や障害者、被害者という立場の人で、そういう人だからこそ、司法的な救済を求めざるを得ない。そういう社会的な弱者にとって、裁判所は使いやすいのか、使にくい点があれば、どういうところか、といった点を議論していきたいと考えている。

もう一つは、運営面について、勉強会で出た意見をいくつか紹介させていただく。勉強会でもそれなりの議論をしたつもりではあるが、全員が参加していたわけでもないので、これらの点をもう一度確認していく必要があるのではないかと思う。

・委員会で議論したことが、どこでどういうふうに協議され、どのように扱われたのか

について、フィードバックしてほしい。

- ・開催日程について、1年に2回ということについて、次回まで6カ月も空き、その間に議論したことを忘れ、一からとは言わないまでもやり直しになってしまう。
- ・男女の構成比について、女性が、少ないのではないか。
- ・なぜ自分が選任されたのか。再任はされるのか。
- ・裁判所、あるいは裁判にほとんど関わったことがないので、この委員会で自分たちがどういう役割を果たせばいいのかわからない。

(家)各委員から、様々な意見をいただき、全体的にまとめるというのは難しいが、まず、面接交渉などの事件が増加し、困難になってきている点で言うと、やはり子供の問題が家裁の一つの大きなテーマである。また、家族の変化となると、子供だけでなく、上の世代も含めて、高齢化社会という問題も含まれてくる。家族の変化、高齢化社会、少子化の問題を含めて、社会の変化をテーマに生かしていけたらと思う。

家裁は取り上げる分野が広いので、子供の問題となると、子の福祉や少年事件も含まれ、高齢化社会となると、最近、家庭裁判所で事件も増えているのが成年後見の事件である。これらのテーマを順次うまく組み合わせて、全体として、これからの変化に家裁がどのように対応していったらいいか、議論していただけたらと考えている。

(家)児童虐待の問題についても、併せて議論をしていただきたい。特に前年度、滋賀県では100人に1人の子供が何らかの形で、虐待相談にかかっているというデータも出ている。児童福祉法28条のケースを通して、あるいはそこから派生して面接交渉や家族の崩壊の問題など、そういった子供たちも社会的な弱者に入ってくると思う。家裁と虐待の関わりなどについて、議論させていただくとありがたい。

(家)家事調停、家事審判も含めて、一般の市民から言うと、結局、いかに使いやすいか、使い勝手がいいかということだと思う。離婚、遺産相続、財産分与、いろんな問題があるが、結局、使いやすさという点から、どういう形でイントロができるかについて、過去に、家事調停から離婚まで議論されているが、それを検証する意味でも、もう一回そういったテーマで議論してもいいのではないかと思う。

家裁が、利用しやすさという面から適切な役割を果たすにはどうしたらいいかという観点から、御意見をお伺いしたいと思っている。少子・高齢化社会という社会の変化の中で家裁がどのように役割を果たしていくか、そうした社会のバックグラウンドと関連付けながら議論をしていくことが必要だと思う。

家裁が、当面直面している問題として、成年後見の問題があり、後見制度が、来年4月で施行から10年になる。この10年間のいろいろな試みや実施状況を踏まえて、見直しの時期に入っており、大津家裁でも、大きな見直しをしている。そうした状況も踏まえて、まずは、高齢者に対する、特に成年後見のあり方を中心に議論してはどうかと思う。その次に、子供の虐待や少年非行、あるいは、離婚の問題などに話を移していったらどうか。特に高齢化社会については、専門の委員もおられるようなので、そういう背景について、家裁の問題とリンクさせて、コメントをいただきながら進めていくこと

ができるのではないかと考えている。

また、議事の進め方も、テーマとともに工夫していければと思っており、開催時期についても、今回は地裁委員会と同様に5月とし、開催回数は、もう少し頻度を多くすることも一つ協議の対象にしていてもいいかもしれない。

ということで、今回は、地裁委員会は、裁判員制度について、家裁委員会は、高齢化社会を背景にして、特に成年後見制度のあり方について、御意見を伺いたい。本日はいろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。